

富山市斎場再整備事業 公募サウンディング 実施要領

1. 目的

- 富山市斎場再整備事業について事業者のご意見を広くお聞きする場とします。
- 公募に向けた条件を作成する際の参考とします。

2. ご意見をお聞きしたい事項

平成 30 年 2 月に公表した「富山市内斎場再整備事業 基本構想」、同年 4 月に公表した「富山市斎場再整備 基本計画」、今後公表する予定の「富山市斎場再整備事業 実施方針」及び「富山市斎場再整備事業 要求水準書（案）」を踏まえ、主に次の事項について事業者の皆様のご意見をお聞きしたいと考えております。

- ① 概算事業費（工事費、維持管理運営費、予約システム整備・更新費用）
- ② 参加資格要件
- ③ リスク分担
- ④ 工事スケジュールの想定
- ⑤ 自主事業の可能性
- ⑥ 今後公表が必要な情報等について
- ⑦ その他事業参画にあたり必要な条件

3. 実施要領

（1）対象者

本事業に参画の意向を有する法人又は法人のグループとします。ただし、公募サウンディングに参加した方に応募を義務づけるものではありませんので、少しでもご興味があれば、ぜひご参加ください。

（2）サウンディングの実施（事前申込制）

- ① 日時・場所：
 - 【1日目】平成 30 年 5 月 14 日（月）10 時～18 時
 - 【2日目】平成 30 年 5 月 15 日（火）10 時～18 時
 - 【3日目】平成 30 年 5 月 16 日（水）10 時～18 時場所は、いずれも富山市役所 西館 2 階 202 会議室
- ② 所要時間：30 分～1 時間程度を予定
- ③ 参加者：事業者（5 名以内）、富山市担当職員、富山市の委託するアドバイザー
- ④ 申込期限：平成 30 年 5 月 9 日（水）16：00

- ⑤ 申込方法：「様式1参加申込書」及び「様式2質問事項」に必要事項を記入の上、上記期限までに5.に記載のメールアドレス宛てにメール添付にてお申込みください。件名は「サウンディング申込」としてください。メール受領後、担当者から日程調整のご連絡を差し上げます。申込期限の翌日中に電話連絡がない場合は、不着の可能性がありますので、連絡先まで電話にて問合せください。
- ⑥ 留意事項：事業者ノウハウを保護するため、個別に非公開で実施します。後記「留意事項」を必ず確認の上お申し込みください。

(3) お聞きしたい項目

- ① 概算事業費（工事費、維持管理運営費、予約システム整備・更新費用）
 - ・敷地制約や現斎場稼働中の建替えであることを前提とした事業費の見込み、増減要因
 - ・維持管理運営費用の見込み、増減要因
 - ・斎場予約システム整備・更新費用の見込み額、増減要因
- ② 参加資格要件
 - ・参画にあたり支障となる参加資格要件の有無
- ③ リスク分担
 - ・実施方針添付のリスク分担表（案）に関する意見
- ④ 工事スケジュールの想定
 - ・基本計画等において市の想定する工程計画、スケジュール設定の実現可能性
 - ・工事計画の工夫の余地
- ⑤ 自主事業
 - ・独立採算で行う自主事業の可能性
- ⑥ 参画検討にあたり必要な情報等について
 - ・開示が必要な資料等に関する意見
- ⑦ その他事業参画にあたり必要な条件

(4) サウンディングの進め方

事前申込制で実施します。

事業者ノウハウ保護のため、個別・非公開で実施します。

サウンディングは概ね以下の流れに沿って進めます。所要時間は30分～1時間程度です。

- ① 市担当者からサウンディング要領の説明
- ② 市担当者から事前送付された「質問項目」への回答
- ③ 事業者からの意見
上記「お聞きしたい項目」に沿ってご意見をください。資料の準備は不要ですが、必要と考えられる場合はご持参頂いても結構です。
- ④ 市・事業者による質疑応答、意見交換

4. 留意事項（※必ずお読みください）

- 参加のために特別な資料や図面等を作成していただく必要はありません。（持参していただいても結構です。）
- サウンディングの内容は、今後の事業実施の判断や、募集要項等作成の参考とさせていただきます。これらに活用されることがあることを前提に、ご提案ください。
- サウンディングへの参加実績が、応募の条件となることはありません。
- サウンディングへの参加実績は、事業者公募の際の評価の対象とはなりません。
- 参加された事業者の名称は公表いたしません。
- サウンディングの際にいただいた質問及び意見については、概要としてまとめ、後日公表します。ただし、事業者のノウハウにあたる事項については、公表しません。公表できない情報については、サウンディングの際に必ずその旨をお知らせください。
- サウンディングでの発言は、市・事業者ともに想定のものとし、今後の事業を拘束するものではありません。
- 必要に応じ、追加のヒアリング、文書照会、アンケート等を実施することがあります。
- 参加に要する費用は、参加者の負担とします。
- 次に該当する方は、サウンディングの参加者として認めません。
 - ① 法人又は法人のグループではない者
 - ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てがなされている者
 - ④ 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に該当する団体又は団体に属する者

5. 申込先・連絡先

富山市 環境部 環境保全課 環境衛生係 担当 花島、頼成
Tel 076-443-2086 Mail kankyouhozen-01@city.toyama.lg.jp

6. 参考資料

- 富山市内斎場再整備事業 基本構想
- 富山市斎場再整備 基本計画

○富山市斎場再整備事業 実施方針

○富山市斎場再整備事業 要求水準書（案）

※富山市ホームページからダウンロードできます。

実施方針及び要求水準書（案）は4月末に公表予定です。

○富山市斎場の使われ方に関する資料

※公募サウンディング申込者のうち、希望される方にお渡しします。